

天候に恵まれて

函館港まつり

函館港まつりは7月1日市役所前で行なわれた開港106年記念式典で開幕、5日間を多彩な行事で全市をおまつり一色に塗りつぶした。なんといっても「万人踊りパレード」の豪華さはメインイベントにふさわしく人気を呼び、それにことしからは満船飾の船が港内一巡の「海上パレード」、宗谷丸船上の「赤道祭」などミナト関係新規の行事もあって港まつりでなく商店のまつりだとの悪評にヤンワリと一矢。かくて期間中は幸い天候にも恵まれ、おまつりムードの盛り上がりは上々であった。

(写真は 北海道新聞社提供)



初参加の上磯町やっこ行列



万人踊りパレード(十字街付近)

促進へ期成会発足

道南国立公園の指定

日、渡島支庁で開催、渡島、松山両支庁、函館市、函館商工会議所、両管内町村役場、商工会のほか運輸交通、観光各業界代表者が参加、名称、規約、事業計画、予算などを決めたあと役員選出を行ない、名誉会長吉谷函館市長、会長加藤函館商工会議所会頭、副会長

函館商工会議所会報

発行所
函館市鶴岡町一番地
函館商工会議所
発行人 高橋 間
電話代表 ① 1 1 8 1 番 勉 所

義援金十万円贈る

函館商工会議所議員一同は六月十九日開催の総会決議にもつき新潟地震被災地への義援金として十万円を北海道新聞社に寄託した

お盆金融懇談会

お盆金融懇談会は七月二十日午後一時から本会議所で開催、金融機関の貸付担当者、市、近郊商工会の関係者が出席、中小企業金融対策について懇談した。

会頭ら上京

陳情運動に

前田函館市助役、同富原七飯町長、同江差町長ほか理事、監事、顧問を決めた。同期成会は事務局を函館商工会議所内に置き今後は早期指定を目ざし各方面に本格的運動に乗り出すことになった。

本会議所辞令(一日)

業務課長 斎藤敏郎
中小企業相談課長 兼 調査課長 正田与吉
函館中小企業相談所次長 解く 佐藤次長
中小企業相談課長 代理 中島 茂
中小企業相談課長 代理 中島 茂
函館中小企業相談所次長 命ずる 中島 茂
業務課長 代理 中島 茂
業務課長 命ずる 中島 茂

函館市主要小売物価

(5月15日現在)

函館商工会議所調査課

品目	単位	本月価格	前月比	35年平均100
総平均(190品目)		980.1	100.1	113.7
食料品(90品目)		452.7	100.5	114.6
うるち米(非配給)	1kg	105.60		119.3
粉・粉製品(3品目)				131.0
野菜(14品目)		12.9	144.7	173.3
干ししょうゆ	1kg	50	125.0	153.6
ばれいしょ	〃	20		81.4
キャベツ	〃	50	333.3	167.1
ほうれん草	〃	40	66.7	74.9
ねぎ	〃	100	142.9	180.0
大根	〃	15		51.2
玉ねぎ	〃	60	85.7	200.0
にんじん	〃	40	133.3	107.1
果物(9品目)		15.1	89.7	116.3
夏みかん	〃	90		114.3
りんご(国産)	〃	80		118.6
鮮魚(12品目)		19.7	93.6	133.0
まぐろ	100g	90		166.4
かれい	〃	15		86.7
乾物(5品目)				119.9
煮干し	1帖(10枚)	30		113.6
のり		250		165.5
畜産食品(9品目)				122.9
肉	100g	100		161.6
肉卵	〃	75		127.8
豚鶏	〃	28		105.3
調味料(8品目)				119.2
しょう油	1本	180		121.4
味噌	1kg	100		140.1
砂糖	〃	170		112.0

税金のお話

譲渡所得の改正点について

本年一月以降資産の譲渡による所得については所得税法の一部を改正する法律に基づき、特別控除額が引き上げられ課税方法が変更された。従来は、資産の譲渡による所得については、一律に特別控除額十五万円を控除し、残額に対し二分の一を課税することとしていたが、改正では、

特別控除額を、譲渡による所得金額が三十万円以下の場合に所得金額とし、
二、所得金額が三十万円をこえ、四十五万円未満の場合には六十万円から所得金額を控除した金額とし、
三、所得金額が四十五万円をこえ、六十万円未満の場合には九十万円から所得金額を控除した金額とし、
四、所得金額が六十万円以上の場合には十五万円と改められた。
次に資産の譲渡による所得を短期譲渡所得と長期譲渡所得とに分類され、
一、短期譲渡所得については特別控除額を控除した後の金額に課税することとし、
二、長期譲渡所得については従来どおり特別控除額を控除した後の残額を二分の一に課税することとなる。
この場合の短期譲渡所得とは、資産をその取得後三年以内で譲渡したことによる所得をいいます。また長期譲渡所得とは、資産をその取得後三年以上保有した後に譲渡したことによる所得をいいます。
△特別控除額の計算例(短期譲渡所得一五万、長期譲渡所得二五万、計四〇万)
60万-15万+25万=70万(特別控除額)
70万-10万=60万(長期譲渡所得)
60万-10万=50万(短期譲渡所得)
50万×1/2=25万(長期譲渡所得)
25万+25万=50万(合計課税所得)

質問箱

確定申告書提出期限の延長

問 会社の経理係が都合により突然退職してしまつたため三月決算が行なえず、五月末までにしなければならぬ法人税の確定申告書の提出が危ぶまれますので、確定申告書の提出期限を一月延期してもいいと思ひますが、どのような手続きをしたらよろしいでしょうか。(松風町K社)

答 納税義務がある法人は事業年度終了の日から二ヶ月以内にその確定した決算に基づき、当該事業年度の課税標準たる所得金額および当該所得に対する法人税額の記載した申告書を政府に提出しなければなりません。しかし、災害その他やむを得ない事由に因り決算が確定しないためその提出期限までに申告書を提出できない場合には、政府の承認を受け、その指定した日までに、それを提出することができ、それによっておきまるところで質問の場合のように、経理係の退職による決算の遅延が申告期限の延長を認められる災害その他

